

平成 28 (2016) 年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報 告 書

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室



# 目 次

I	調査概要	1
II	調査結果	3
III	現状と課題及び今後の改善策	9

## 集計データ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	1 2
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局本部室区別]	1 3
3	審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]	1 4
4	会長・副会長への女性の参加状況	1 4
5	公募委員への女性の参加状況	1 4
6	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	1 5
7	各局本部室区の審議会等における女性委員の参加比率分布	2 8
8	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画	2 9

## 調査資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	3 1
	川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票 (様式 1)	3 5
	女性委員ゼロの審議会等の参加促進計画書 (様式 2)	3 6

## 参考資料

1	「女性委員プラスワン参加促進キャンペーン」実施結果	3 7
2	女性委員プラスワン参加促進キャンペーンチェックリスト	3 8



# 平成 28(2016)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

## I 調査概要

### <本調査の目的>

本調査は、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（平成 2(1990)年 6 月施行、以下「参加促進要綱」という。）第 6 条に定める「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」（以下「調査」という。）であり、第 3 期川崎市男女平等推進行動計画<sup>\*1</sup>（平成 26(2014)年 3 月策定、以下「行動計画」という。）に位置付ける「審議会等委員の女性比率が平成 30(2018)年度までに、40%となるようめざす」こと、及び、参加促進要綱第 3 条<sup>\*2</sup>に最終目標として掲げる「審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成すること」を目指し、毎年度達成状況を把握するため実施している。

本市では、政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する取組として、参加促進要綱を定め、審議会等委員の選任に当たっては、審議会等を所管する各局本部室区の長と市民文化局長の間で、委員が確定する前に事前に協議（以下「事前協議」という。）を実施し、審議会等委員への女性の参加の積極的な促進に向けた取組を行っている。

こうした本市の取組は、国が社会全体で取り組むべき最重要課題とする、男女共同参画の形成に向けた取組と連動するものである。「男女共同参画基本法」では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現を目指し、その形成に当たっては、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨としている。

国は、実効性のある「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）<sup>\*3</sup>を進めるため、平成 15(2003)年 6 月に男女共同参画推進本部において「社会のあらゆる分野において、平成 32(2020)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標を掲げている。また、平成 27(2015)年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主<sup>\*4</sup>に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、女性の活躍の推進に向けて国だけでなく、地方公共団体、企

---

\*1 男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的とした行動計画。平成 26(2014)年 3 月に、第 3 期行動計画が策定された。

\*2 参加促進要綱第 3 条では、「審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成 30(2018)年度までの目標とする。①審議会等委員の女性比率が 40%となるよう目指す。②女性委員のいない審議会等をなくす。③委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の 30%とする。」としている。

\*3 「男女共同参画基本法」第 2 条第 2 号において、積極的改善措置とは、「前号に規定する機会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会）に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と規定している。

\*4 労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務

業が、積極的な取組を推進していくことが求められている。本市は調査結果を、市の政策・方針決定過程における女性の参加促進に向けた次なる取組につなげていくために、本報告書としてまとめている。

## <調査設計>

- (1) 調査対象 全局本部室区
- (2) 調査期間 平成 28(2016)年 6 月 3 日 (金) ～ 6 月 24 日 (金)
- (3) 調査基準日 平成 28(2016)年 6 月 1 日現在

## <調査区分>

本調査の対象となる審議会等は表 1 のとおりとし、「川崎市附属機関設置条例」、「附属機関等の設置等に関する要綱」に基づき以下 4 つの区分に分類している。

表 1 対象となる審議会等

附属機関	<p><u>地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置された附属機関</u>            (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p>
部会	<p><u>附属機関に設置された部会</u>            (川崎市附属機関設置条例第 8 条) 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。</p>
専門委員	<p><u>地方自治法第 174 条に基づき設置された専門委員</u>            (地方自治法第 174 条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。</p>
懇談会等	<p><u>要綱等に基づき開催される懇談会及び附属機関等に準ずるもの</u>            (附属機関等の設置等に関する要綱第 2 条の 2) 「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。            (附属機関等の設置等に関する要綱第 2 条の 3) 「附属機関等に準ずるもの」とは、執行機関を除く公営企業管理者が設置する附属機関等に類似したものをいう。</p>

なお、次に掲げる要件に該当する審議会等は除外対象としている。

調査基準日(毎年 6 月 1 日現在)において①未設置、②休止中、③委員が委嘱されていない、状況にある審議会等。

## <調査内容>

- (1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」(P. 35 様式 1)
  - ① 審議会等の名称及び所管課(室)
  - ② 根拠法令等及び根拠法令等による設置の区分
  - ③ 平成 28 年 6 月 1 日現在の活動状況
  - ④ 委員内訳(定数、現員、女性委員、公募委員)
  - ⑤ 会長及び副会長の性別及び人数<sup>\*5</sup>
  - ⑥ 委員の任期
  - ⑦ 今後の方向性(継続若しくは解消)
  - ⑧ 事前協議書提出状況<sup>\*6</sup>

<sup>\*5</sup> 「川崎市附属機関設置条例」第 6 条、第 8 条では、附属機関及び部会は会長及び副会長を置き、委員の互選により定める、としている。会長及び副会長の性別等の把握対象は附属機関及び部会としている。

<sup>\*6</sup> 本年度から調査項目として新たに追加した。

(2) 「女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書」(P. 36 様式 2) \*7

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 審議会等の名称及び所管課(室) | ③ 女性委員ゼロとなった理由 |
| ② 委員の任期           | ④ 女性の参加促進計画    |

## II 調査結果

### [概要]

#### 1 女性委員の参加比率について

目標① 審議会等委員の女性比率を平成 30(2018)年度までに、40%となるようめざす

- ◆ 女性委員の参加比率は 31.3%、前年度比 2.0 ポイント増

#### 2 女性委員ゼロの審議会等について

目標② 女性委員ゼロの審議会等をなくす

- ◆ 女性委員ゼロの審議会等の数は 20、前年度比 4 増加

#### 3 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等について

目標③ 委員がほぼ同数で構成されている審議会等を全体の 30%とする\*8

- ◆ 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等が全体に占める割合は 36.8%、前年度比 9.5 ポイント増

### [詳細]

平成 28(2016)年 6 月 1 日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について、調査を行った結果は次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100.0%として算出し、小数点第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100.0%にならない場合がある。

#### 1 女性委員の参加比率について

- ◆ 女性委員の参加比率は 31.3%、前年度比 2.0 ポイント増

- 審議会等の委員総数 2,991 人のうち、女性は 936 人、男性は 2,055 人で、女性委員の参加比率は 31.3%である。

\*7 女性委員ゼロの審議会等を対象としている。

\*8 参加促進要綱第 3 条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標とし、委員総数(現員)のうち女性委員が 40%以上 60%未満(男女いずれか一方が総数の 10 分の 4 未満とならない状態)の審議会等を「ほぼ同数」としている。ただし、委員総数が 3 人の審議会等の場合は、男女いずれか 1 人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

- 平成 27(2015)年度と比べ、参加比率は 2.0 ポイント増となった。女性委員の増加数は 66 人 (増加率 7.6%)、男性委員の減少数は 48 人 (減少率 2.3%) である。

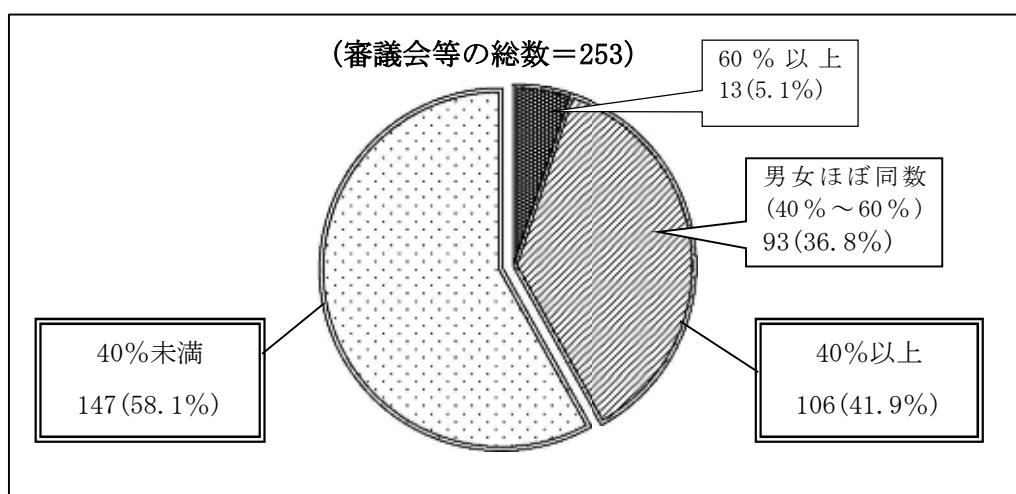
表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

	平成 26(2014)年度		平成 27(2015)年度		平成 28(2016)年度	
女性	1,064 人	31.5%	870 人	29.3%	936 人	31.3%
男性	2,317 人	68.5%	2,103 人	70.7%	2,055 人	68.7%
総数	3,381 人	100.0%	2,973 人	100.0%	2,991 人	100.0%

(調査時点は毎年 6 月 1 日現在)

- ◆ 40%の目標値を達成している審議会等の数は 106(41.9%)、40%未満は 147(58.1%)
- 40%の目標値を達成している審議会等 106 のうち、女性委員の参加比率が男女ほぼ同数となる 40%以上 60%未満の審議会等の数は 93(36.8%)、60%以上の審議会等の数は 13(5.1%) である。40%の目標値に達成していない審議会等の数は 147 と全体の 6 割近くを占める。

図 1 女性委員の参加比率の目標値 40%の達成状況



- ◆ 40%の目標値を達成している局本部室区は、川崎区役所、幸区役所、宮前区役所、市民オンブズマン事務局である。
- 平成 27(2015)年度と比較すると、まちづくり局が 8.8 ポイント増と女性の参加比率を最も伸ばし、続いて宮前区役所が 8.7 ポイント増となっている。
- 平成 27(2015)年度から女性委員の参加比率が 1 ポイント以上増加した局本部室区の数 は 14、比率を落とした局本部室区の数 は 6 である。<sup>\*9</sup>

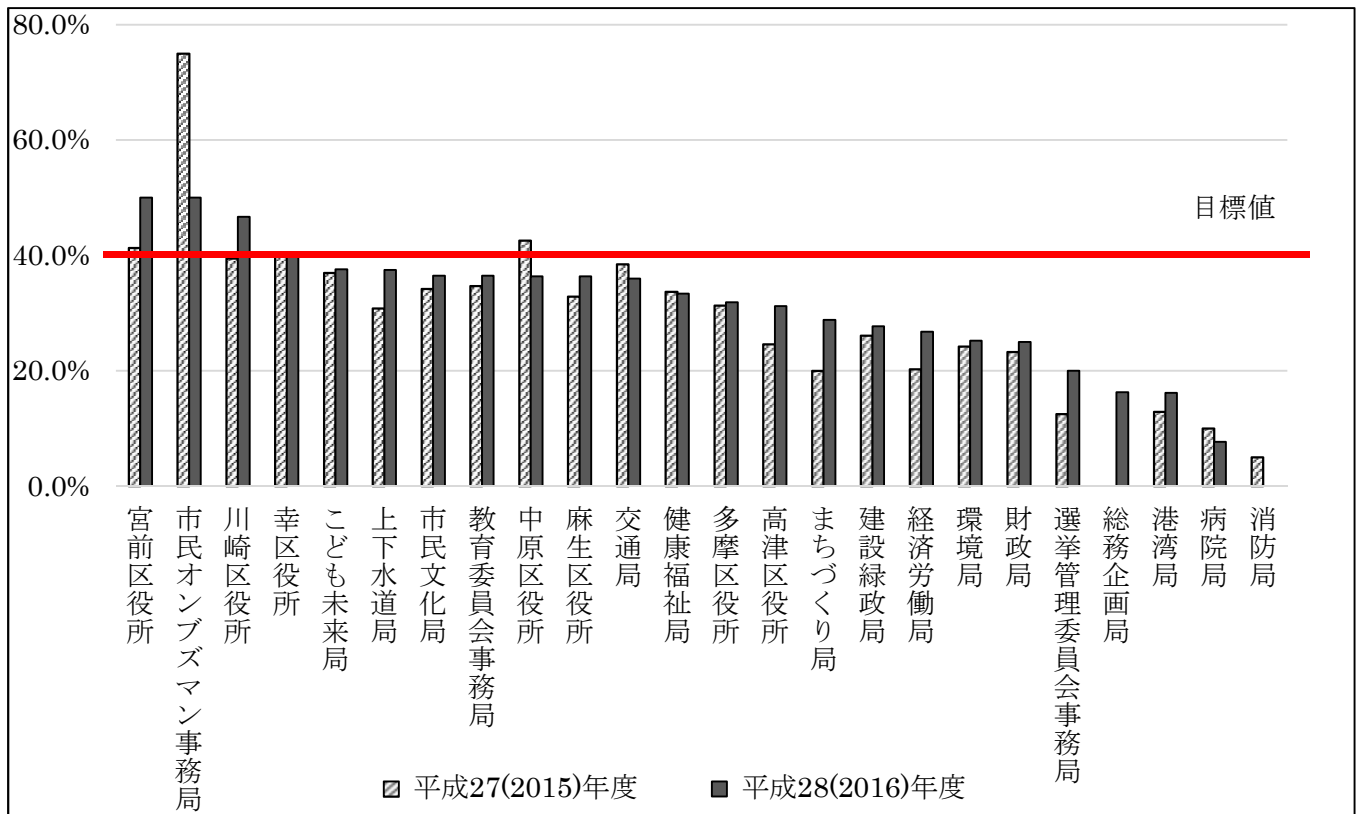
\*9 総務企画局は今年度から新たに創設された局であるため、前年度の数値はない。市民文化局の前年度の数値はこども本部を除いた市民・こども局時の、こども未来局の前年度の数値はこども本部時の数値である。



表3 局本部室区別女性委員の参加比率

局本部室区名	平成 27(2015)年度 参加比率 (B)	平成 28(2016)度 参加比率 (A)	参加比率の増減 ポイント (A - B)
総務企画局	—	16.3%	—
財政局	23.3%	25.0%	1.7
市民文化局	34.2%	36.5%	2.3
経済労働局	20.3%	26.8%	6.5
環境局	24.2%	25.2%	1.0
健康福祉局	33.7%	33.4%	△0.3
こども未来局	37.0%	37.6%	0.6
まちづくり局	20.0%	28.8%	8.8
建設緑政局	26.1%	27.7%	1.6
港湾局	12.9%	16.2%	3.3
臨海部国際戦略本部	—	—	—
川崎区役所	39.5%	46.7%	7.2
幸区役所	40.3%	40.3%	0
中原区役所	42.6%	36.4%	△6.2
高津区役所	24.6%	31.2%	6.6
宮前区役所	41.3%	50.0%	8.7
多摩区役所	31.3%	31.9%	0.6
麻生区役所	32.9%	36.4%	3.5
会計室	—	—	—
上下水道局	30.8%	37.5%	6.7
交通局	38.5%	36.0%	△2.5
病院局	10.0%	7.7%	△2.3
消防局	5.0%	0.0%	△5.0
市民オンブズマン事務局	75.0%	50.0%	△25.0
教育委員会事務局	34.7%	36.5%	1.8
選挙管理委員会事務局	12.5%	20.0%	7.5
監査事務局	—	—	—
人事委員会事務局	—	—	—
議会局	—	—	—
全局本部室区	29.3%	31.3%	2.0

図2 局本部室区別女性委員の参加比率〔比率順〕



## 2 女性委員ゼロの審議会等について

### ◆ 女性委員ゼロの審議会等の数は20

- 審議会等の総数 253 のうち、女性委員ゼロの審議会等 20 が全体に占める割合は 7.9% である。
- 平成 27 (2015) 年度と比べ、審議会等の数は 4 増加、割合としては 1.0 ポイント増である。
- 女性委員ゼロとして把握した 20 の審議会等のうち、昨年度の調査でも同様に把握したものは 12 (60.0%)、今年度の調査で新たに把握したものは 8 (40.0%) である。

表4 女性委員ゼロの審議会等〔局本部室区別〕

財政局(1)	川崎市作業報酬審議会
健康福祉局(7)	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会、川崎市社会福祉審議会老人福祉専門分科会、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会、川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会、川崎市感染症発生動向調査委員会、川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会
まちづくり局(2)	都市計画道路網のあり方検討小委員会、川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会
建設緑政局(3)	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑化センター部会、川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会ゴルフ場部会、川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会多摩川緑地部会

中原区役所(1)	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会
高津区役所(1)	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会
消防局(3)	川崎市メディカルコントロール協議会、川崎市危険物等保安審議会、川崎市コンビナート安全対策委員会
市民オンブズマン事務局(1)	川崎市市民オンブズマン
教育委員会事務局(1)	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

◆ 女性委員ゼロとなった理由として多かったのは、専門家・学識経験者に女性が少ないこと、また推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことであった。

(P. 29「8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画」参照)。

- 女性委員ゼロとなった 20 の審議会等を調査区分 (P. 2 表 1 参照) ごとにみると、附属機関が 10 (50.0%)、部会が 10 (50.0%) である。
- 女性委員ゼロの解消に向けて、現員の学識経験者に後任として女性の紹介を働きかける、推薦を依頼する団体に向けて女性の推薦をお願いする、といった取組が挙げられた。

### 3 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等について

◆ 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等が全体に占める割合は 36.8%

- 審議会等の総数 253 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の数は 93 であり、全体に占める割合は 36.8% である。
- 平成 27 (2015) 年度と比べ、委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の数は 30 増加、比率としては 9.5 ポイント増である。
- 委員が男女ほぼ同数として把握した 93 の審議会等のうち、昨年度の調査でも同様に把握したものは 43 (46.2%)、今年度の調査で新たに把握したものは 50 (53.8%) である。この 50 の審議会等のうち、昨年度の調査以後、新規設置された審議会等の数は 31 である。

表 5 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等〔局本部室区別〕

総務企画局(5)	川崎市都市ブランド推進事業審査委員会、川崎市行政不服審査会、川崎市情報公開・個人情報保護審査会、川崎市資産公開等審査会、川崎市公務災害補償等審査会
財政局(4)	川崎市の財政に関する研究会、川崎市不動産評価専門委員、川崎市政府調達苦情検討委員会、川崎市入札監視委員会
市民文化局(7)	川崎市人権施策推進協議会、川崎市外国人市民代表者会議、川崎市男女平等推進審議会、川崎市男女平等推進審議会 女性活躍推進法に基づく推進計画策定準備部会、川崎市スポーツ推進審議会、川崎市文化芸術振興会議、川崎市文化芸術振興会議 施設部会

経済労働局(7)	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会、川崎市消費者行政推進委員会、川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会、川崎市食の安全確保対策懇談会、川崎市大規模小売店舗立地審議会、川崎市農業振興計画推進委員会、かわさき産業デザインコンペ審査委員会
環境局(1)	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会
健康福祉局(17)	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会、川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会、川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会、幸区民生委員推薦区会、中原区民生委員推薦区会、宮前区民生委員推薦区会、麻生区民生委員推薦区会、川崎市地域包括支援センター運営協議会、中原区地域包括支援センター運営協議会、宮前区地域包括支援センター運営協議会、麻生区地域包括支援センター運営協議会、川崎市福祉有償運送運営協議会、川崎市介護認定審査会、川崎市介護保険運営協議会、川崎市障害者施策審議会、川崎市身体障害者更生資金貸付審査会、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会
こども未来局(11)	川崎市子ども・子育て会議、川崎市子ども・子育て会議計画推進部会、川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会、川崎市児童福祉審議会第3部会、川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会、川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 母子生活支援施設部会、川崎市保育所等整備事業者選定委員会、川崎市保育所等整備事業者選定委員会 民間活用推進部会、川崎市保育所等整備事業者選定委員会 民営化部会、川崎市保育所等整備事業者選定委員会 民設化部会、川崎市子どもの権利委員会
まちづくり局(6)	川崎市開発審査会、川崎市都市景観審議会、川崎市地区まちづくり審議会、登戸土地区画整理事業評価員、川崎市住宅政策審議会、川崎市住宅政策審議会専門部会
建設緑政局(3)	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会、川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 霊園部会、川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 自転車対策部会
港湾局(1)	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会
川崎区役所(5)	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会、川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会 東海道かわさき宿交流館部会、川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会 大師公園部会、川崎区区民会議、川崎区地域福祉計画推進会議
幸区役所(2)	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会、幸区区民会議 地域力で暮らしやすいまち部会
中原区役所(3)	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会、中原区区民会議、中原区地域福祉計画推進検討会議
高津区役所(2)	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会、高津区地域課題対応事業外部評価懇談会
宮前区役所(2)	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会、宮前区区民会議
多摩区役所(3)	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会、川崎市多摩区市民提案型協働事業（磨けば光る多摩事業）審査委員会、多摩区地域福祉計画推進会議
麻生区役所(2)	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会、川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会
上下水道局(1)	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会
交通局(1)	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会
市民オンブズマン事務局(1)	川崎市人権オンブズパーソン

<b>教育委員会事務局</b> <b>(9)</b>	川崎市教科用図書選定審議会、川崎市いじめ問題専門・調査委員会、中原市民館専門部会、高津市民館専門部会、宮前市民館専門部会、多摩市民館専門部会、麻生市民館専門部会、図書館専門部会、川崎市地名資料収集懇談会
-------------------------------	---

### Ⅲ 現状と課題及び今後の改善策

#### 【現状と課題】

##### 現状

#### 目標① 審議会等委員の女性比率を平成 30(2018)年度までに、40%となるようめざす

平成 28(2016)年度の審議会等における女性の参加比率は 31.3%と、平成 27(2015)年度の 29.3%から 2.0 ポイント向上した。また、前年度比で比率を 1 ポイント以上伸ばした局本部室区の数、4 に留まった昨年度に比べ、今年度は 14 の局本部室区において数値の向上が見られた。

比率向上の要因として、「女性委員プラスワン参加促進キャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)が挙げられる。(P. 37 『女性委員プラスワン参加促進キャンペーン』実施結果)参照)平成 26(2014)年度に実施した附属機関等の見直しに伴う委員数の減少等により、女性の参加比率が 29.3%と下がった昨年度の状況を課題として捉え、平成 28(2016)年 1 月から 6 月にかけて、女性の参加比率 40%を達成していない審議会等が、改選時に現状より少なくとも 1 人の女性委員を増員することを目指したキャンペーンを実施した。キャンペーン対象となった 51 の審議会等を所管する担当課(室)の取組により、結果として改選前の状態から、女性委員は 19 人増加した。また、キャンペーン期間中に新規設置された 12 の審議会等の女性の参加比率は 38.5%と比較的高く、キャンペーンの実施に伴い、審議会等委員への女性の参加促進に向けた庁内の自主的取組の強化につながった。現状値 31.3%は目標値の 40%まで 8.7 ポイントの開きがあり、平成 30(2018)年度までの目標値の達成に向けて、より一層の比率向上に向けた取組が今後の課題である。

#### 目標② 女性委員ゼロの審議会等をなくす

平成 28(2016)年度の女性委員ゼロの審議会等の数は 20 となり、平成 27(2015)年度の 16 に比べて、4 増加した。20 の審議会等のうち、昨年度の調査から継続してゼロと把握したものが 12、今年度から新たに把握したものが 8 である。女性委員ゼロの審議会等の数が増加した背景としては、3 人など小規模の人数で構成される部会において、女性の学識経験者等人材の確保が難しかったことが理由として挙げられていた。女性委員ゼロの審議会等の解消に向けて、「女性委員のいない審議会等の参加促進計画」に基づき、女性の人材確保に向けた継続的な取組が重要である。

#### 目標③ 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の 30%とする

平成 28(2016)年度、委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の数は 93、審議会等全体に占める割合は 36.8%となった。平成 27(2015)年度から、委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の数は 30 増加、また割合としては 9.5 ポイント増であり、「委員が男女ほぼ同数で構成さ

れている審議会等を全体の30%とする」という目標を今年度達成した。男女ほぼ同数の審議会等93のうち、今年度から男女ほぼ同数として把握した審議会等の数は50であり、そのうち新規設置が31含まれるなど、比率向上の背景として、新規設置の審議会等において女性の参加が確保された状況が見られた。参加促進要綱第3条では、「審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標」としており、今後は既存の審議会等が改選の際に、女性の参加促進に向けた取組を推進し、男女ほぼ同数となる審議会等の数を継続的に増加させていくことが必要である。

## 課題

今年度の調査から把握した現状に対し、引き続き女性の参加比率を向上させること及び、女性委員ゼロの審議会等を解消していくことが課題である。委員総数の63.6% (2,991人のうち1,901人) が附属機関の委員であることから、附属機関の各担当課(室)が積極的に女性の参加促進に取り組むことが重要となる。また、調査から、附属機関の9割弱が事前協議書を提出したことを把握したが、協議内容を生かして女性の参加促進に向けた自主的な取組が進むよう、事前協議を着実に実施し、協議を通じて個々の審議会等の選任における課題や今後の改善策等を明らかにしていかなければならない。人権・男女共同参画室は調査結果を踏まえ、次のような改善策を提案し、今後も各局本部室区と協力し審議会等委員への女性の参加促進に向けた取組を進めていく。

## 【今後の改善策】

### 1 実効性のある事前協議の実施

#### ①事前協議の実施趣旨の周知徹底

事前協議は、男女共同参画の視点が委員の選任に十分に配慮されているかを確認し、審議会等を所管する担当課(室)の積極的な女性委員の登用にに向けた取組を促進するために実施している。協議の実効性を確保するため、事前協議書は、川崎市男女共同参画推進員<sup>\*10</sup> (以下「推進員」という。)(各所管局庶務担当課長)合議の上、審議会等の新規設置及び改選の1か月前を目安に提出することとしている。また、事前協議は、地方自治法を根拠とする「附属機関」と「専門委員」、附属機関の下に設置される「部会」及び、市が抱える個別課題に対し、参加者からの意見聴取を目的とする「懇談会等」を対象としている。こうした事前協議の目的や趣旨について、当室は庁内会議等の機会を捉え周知してきたところであるが、今後も推進員を中心に各局本部室区において事前協議書の提出が徹底されるよう、引き続き働きかけていく。

特に部会については、母体となる附属機関において特に重要とするテーマを分析、審議するなど、担う役割は大きい。女性委員ゼロの審議会等20のうち、半数の10を部会が占めている。また部会全体の女性参加比率も27.8% (P.14「3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]」参照)と、全体の31.3%より低く、女性の参加が十分に確保されていない状況がある。小規模の人数で構成される、また扱うテーマは専門性が高い、といった背景から女性委員の確保

<sup>\*10</sup> 川崎市男女共同参画推進員とは、「男女平等かわさき条例」に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的とし、男女平等推進の中心的な役割を担うとして、各局本部室区に2名ずつ配置されている。

が難しいといった部会が抱える課題に対しては、早期から女性候補者の発掘に取り組むことが重要である。したがって、部会設置の可能性のある附属機関の事前協議の際は、部会設置時は女性の参加促進に配慮することを確認していく。

## ②比率を達成していない審議会等への働きかけ

### [女性委員プラスワン参加促進キャンペーン Vol. 2]の実施

本年度は、男女ほぼ同数で構成されている審議会等の数が前年度から 30 増加し、その背景として新規設置の審議会等において女性の参加が確保された状況が見られた。今後は新規設置だけでなく、比率を達成していない既存の審議会等が女性の参加促進に向けた取組を推進し、40%の目標値を達成していくことが重要である。

女性の参加比率を達成するためには、学識経験者の検討、団体への推薦依頼、公募委員の募集などを女性の参加促進を意識しながら行い、例えば、女性の学識経験者の確保が難しい場合は、団体推薦枠における女性の割合を高くするなど、各区分に占める男女割合を見ながら、必要に応じて委員構成を調整することが必要となる。平成 28(2016)年 1 月から 6 月に実施したキャンペーンでは、比率を達成していない審議会等に対し、委員の選考を開始した時点から女性の参加促進を意識した委員検討が推進されるよう、委員区分ごとに女性参加促進に向けて考えられる取組例を挙げたチェックリストをつくり、実際に実施した取組にチェックして提出することを依頼した。引き続き、こうした取組例の情報提供を通じ、幅広い女性候補者の確保に向けた自主的な取組を促進することが必要である。今後はキャンペーン Vol. 2 として、任期期限の 3 か月前を目安に、通知等で事前協議書提出の依頼及び、女性の参加促進に向けた取組の情報提供を行うなど、比率を達成していない審議会等に向けた働きかけを行っていく。

## 2 地域団体等への女性委員参加促進に関する取組の周知

審議会等の委員には、特定の分野における経験や地域特性に精通していることが求められることから、市内で活動するさまざまな団体に審議会等委員の推薦を依頼している。その際、団体を代表して審議に参加できる人物として、役職等に就く人が推薦されることが多く、団体の役職等に就く女性が少ない場合、結果として男性中心の委員推薦になってしまうなど、団体の役職に占める女性の割合が審議会等委員の女性の参加比率にも影響している。

団体推薦委員における女性の参加を確保するため、推薦を依頼する際は当室が庁内ホームページに掲載している、本市が目指す審議会等委員への女性の参加促進及び女性参加比率等を記した推薦依頼文を活用し、女性の選出を働きかけるといった取組を推進している。女性活躍推進法の成立などによりさまざまな分野における女性の活躍が進んできている可能性もあり、男性が多く推薦されてきた団体から、女性が初めて推薦されるといった事例も事前協議を通じて把握している。引き続きこうした社会全体における女性の活躍の動きの拡大を機会と捉え、各団体に向けて本市の取組の趣旨を説明し、団体推薦委員における女性の参加確保に努めていく。





# 集 計 デ ー タ



# 1 審議会等委員への女性の参加状況[年度別]

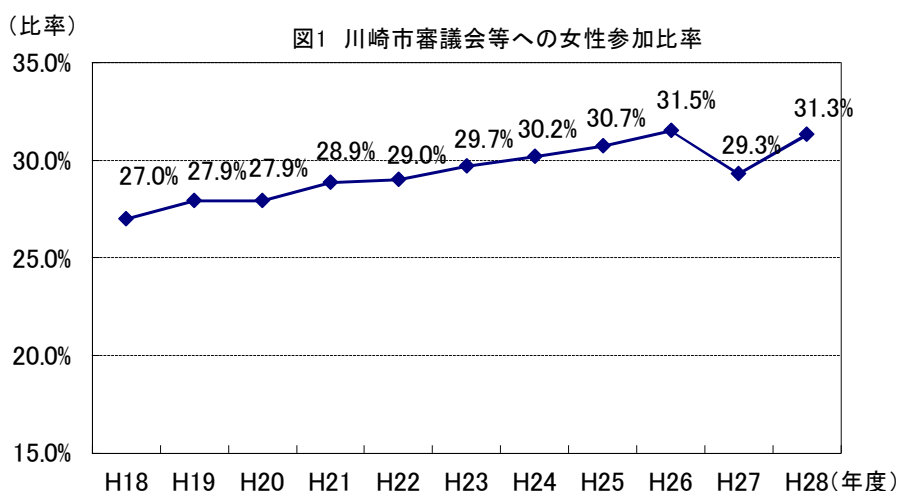
毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率(%)
平成2(1990)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
平成3(1991)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
平成4(1992)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
平成5(1993)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
平成6(1994)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
平成7(1995)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
平成8(1996)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
平成9(1997)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
平成10(1998)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
平成11(1999)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
平成12(2000)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
平成13(2001)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
平成14(2002)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
平成15(2003)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
平成16(2004)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
平成17(2005)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
平成18(2006)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
平成19(2007)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
平成20(2008)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
平成21(2009)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
平成22(2010)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
平成23(2011)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
平成24(2012)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
平成25(2013)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
平成26(2014)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%
平成27(2015)年度	231	16	2,973	870	2,103	29.3%
平成28(2016)年度	253	20	2,991	936	2,055	31.3%

\*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2(1990)年6月1日施行。

\*すべての審議会等を調査対象としている。ただし平成11(1999)年度から平成22(2010)年度の間は、議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を調査から除外した。

\*平成26(2014)年度から審議会等委員の女性比率の目標値が40%となった。



## 2 審議会等委員への女性の参加状況〔局本部室区別〕

No.	局本部室区名	審議会等の数(ア)と前年度比	男女ほぼ同数の審議会等の数と全体(ア)に占める割合	女性委員が40%に満たない審議会等の数と全体(ア)に占める割合	全体(ア)のうち女性委員ゼロ審議会等の数	審議会等委員の総数	女性委員数	女性委員の参加比率と前年度比
1	総務企画局	16 ( — )	5 ( 31.3% )	10 ( 62.5% )	0	300	49	16.3% ( — )
2	財政局	7 ( 0 )	4 ( 57.1% )	3 ( 42.9% )	1	28	7	25.0% ( 1.7 )
3	市民文化局	13 ( 1 )	7 ( 53.8% )	6 ( 46.2% )	0	167	61	36.5% ( 2.3 )
4	経済労働局	19 ( 2 )	7 ( 36.8% )	11 ( 57.9% )	0	183	49	26.8% ( 6.5 )
5	環境局	10 ( 2 )	1 ( 10.0% )	9 ( 90.0% )	0	123	31	25.2% ( 1.0 )
6	健康福祉局	62 ( 14 )	17 ( 27.4% )	41 ( 66.1% )	7	921	308	33.4% ( △ 0.3 )
7	こども未来局	24 ( 12 )	11 ( 45.8% )	12 ( 50.0% )	0	205	77	37.6% ( 0.6 )
8	まちづくり局	17 ( △ 3 )	6 ( 35.3% )	10 ( 58.8% )	2	146	42	28.8% ( 8.8 )
9	建設緑政局	9 ( 7 )	3 ( 33.3% )	6 ( 66.7% )	3	47	13	27.7% ( 1.6 )
10	港湾局	3 ( 1 )	1 ( 33.3% )	2 ( 66.7% )	0	37	6	16.2% ( 3.3 )
11	川崎区役所	5 ( △ 2 )	5 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0	45	21	46.7% ( 7.2 )
12	幸区役所	6 ( △ 1 )	2 ( 33.3% )	3 ( 50.0% )	0	62	25	40.3% ( 0.0 )
13	中原区役所	5 ( △ 1 )	3 ( 60.0% )	2 ( 40.0% )	1	55	20	36.4% ( △ 6.2 )
14	高津区役所	8 ( △ 2 )	2 ( 25.0% )	6 ( 75.0% )	1	77	24	31.2% ( 6.6 )
15	宮前区役所	3 ( △ 2 )	2 ( 66.7% )	0 ( 0.0% )	0	34	17	50.0% ( 8.7 )
16	多摩区役所	7 ( △ 2 )	3 ( 42.9% )	4 ( 57.1% )	0	69	22	31.9% ( 0.6 )
17	麻生区役所	4 ( △ 3 )	2 ( 50.0% )	2 ( 50.0% )	0	44	16	36.4% ( 3.5 )
18	上下水道局	2 ( 1 )	1 ( 0.0% )	1 ( 50.0% )	0	16	6	37.5% ( 6.7 )
19	交通局	4 ( 0 )	1 ( 25.0% )	3 ( 75.0% )	0	25	9	36.0% ( △ 2.5 )
20	病院局	1 ( △ 1 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	13	1	7.7% ( △ 2.3 )
21	消防局	3 ( △ 2 )	0 ( 0.0% )	3 ( 100.0% )	3	30	0	0.0% ( △ 5.0 )
22	市民オンブズマン事務局	4 ( 2 )	1 ( 25.0% )	2 ( 50.0% )	1	12	6	50.0% ( △ 25.0 )
23	教育委員会事務局	20 ( 1 )	9 ( 45.0% )	9 ( 45.0% )	1	337	123	36.5% ( 1.8 )
24	選挙管理委員会事務局	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	15	3	20.0% ( 7.5 )
<b>計</b>		<b>253 ( 22 )</b>	<b>93 ( 36.8% )</b>	<b>147 ( 58.1% )</b>	<b>20</b>	<b>2,991</b>	<b>936</b>	<b>31.3% ( 2.0 )</b>

\* 委員総数が3人の審議会等は、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

\* 29局本部室区に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局本部室区は24であった。

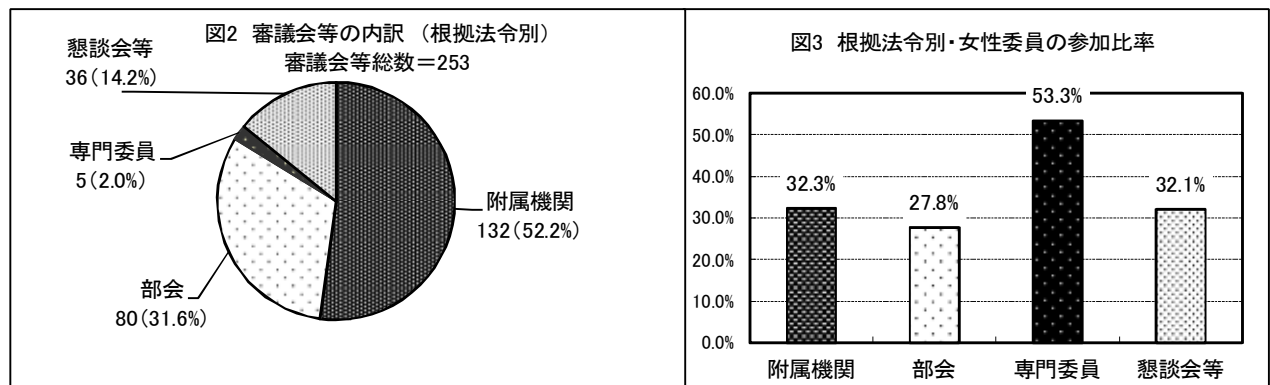
\* 女性委員の参加比率が、男女ほぼ同数となる40%以上60%未満にある局本部室区は、川崎区役所、幸区役所、宮前区役所、市民オンブズマン事務局であった。

\* 総務企画局は今年度から、新たに創設された局であるため、前年度の数値はない。市民文化局の前年度の数値はこども本部を除いた市民・こども局時の、こども未来局の前年度の数値はこども本部時の数値である。

### 3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]

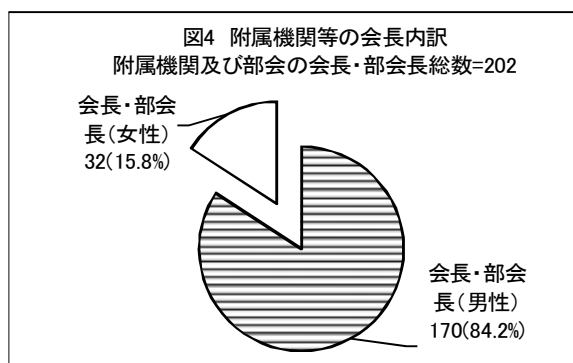
※区分の詳細については、P.2参照。

根拠法令別	審議会等の数	女性を含む審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
附属機関(地自法第138条の4第3項)	132	122	1,901	614	1,287	32.3%
部会(川崎市附属機関設置条例第8条)	80	70	717	199	518	27.8%
専門委員(地自法第174条)	5	5	15	8	7	53.3%
(法律・条例 小計)	217	197	2,633	821	1,812	31.2%
懇談会等(要綱等)	36	36	358	115	243	32.1%
合計	253	233	2,991	936	2,055	31.3%



### 4 会長・副会長への女性の参加状況

	附属機関及び部会数	附属機関及び部会の総数に占める割合	総数(人)	女性(人)	男性(人)	会長もしくは副会長に就く女性の割合
会長・部会長を置いている	193	91.0%	202	32	170	15.8%
副会長・副部会長を置いている	140	66.0%	168	42	126	25.0%



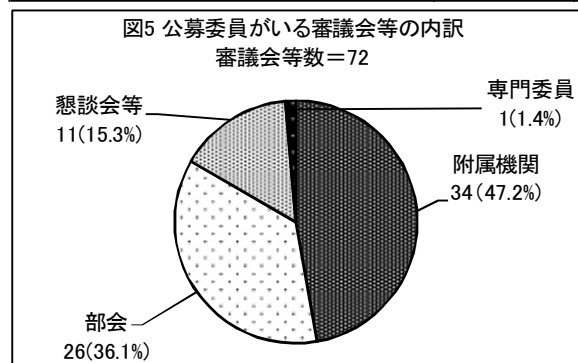
\* 「川崎市附属機関設置条例」に基づき、附属機関及び部会は会長及び部会長を置くことができる。附属機関及び部会の総数212のうち会長・部会長を置いている附属機関及び部会の数は193で、女性は32人(15.8%)である。

\* 附属機関及び部会の総数212のうち、副会長・副部会長を置いている附属機関及び部会の数は140で、女性の副会長・副部会長は42人(25.0%)である。

\* 会長・副会長が2人以上いる附属機関及び部会もあるため、会長・副会長総数は会長・副会長を設置している附属機関及び部会の総数よりも多い。

### 5 公募委員への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	公募委員総数(人)	女性公募委員数(人)	男性公募委員数(人)	公募委員に占める女性の割合
公募委員がいる	72	28.5%	200	88	112	44.0%



\* 「附属機関等の設置等に関する要綱」第6条では「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする。」また、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」第2条の2では「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする。」としている。

\* 審議会等総数253のうち公募委員がいる審議会等の数は72(28.5%)である。公募委員に占める女性の割合は44.0%と男女ほぼ同数となる数値である。

6 審議会等委員の女性の参加状況 [審議会等別] 平成28(2016)年6月1日現在

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期			根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	割合(%)	現員(人)	公募のうち女性委員(人)		年	月	日	
<b>総務企画局</b>															
—	川崎市名誉市民推薦審議会	秘書課	附属機関												川崎市名誉市民条例、川崎市名誉市民条例施行規則
1	川崎市都市ブランド推進事業審査委員会	シティプロモーション推進室	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	<small>委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで</small>	29	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市公共事業評価審査委員会	企画調整課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市政策評価審査委員会	企画調整課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
3	川崎市行政不服審査会	庶務課	附属機関		9	9	4	44.4%	0	0	3	31	3	31	行政不服審査法第81条、川崎市行政不服審査条例
—	川崎市行政不服審査会専門委員	庶務課	専門委員												川崎市行政不服審査条例
4	川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会	本庁舎等建替準備室	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	<small>委嘱され、又は任命された日から平成28年3月31日まで</small>	29	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	行政情報課	附属機関		8	7	3	42.9%	0	0	2	28	10	17	川崎市情報公開条例
6	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	附属機関		16	15	4	26.7%	3	0	2	29	12	31	川崎市情報公開条例
7	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	附属機関		7	5	3	60.0%	0	0	2	29	10	31	川崎市資産公開等審査会条例
8	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	専門委員		3	1	1	100.0%	0	0	2	29	12	31	川崎市個人情報保護条例
—	川崎市職員懲戒審査委員会	人事課	附属機関												地方自治法施行規程第17条、川崎市職員懲戒審査委員会規則
9	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会	人事課	附属機関		5	4	1	25.0%	0	0	1	29	2	8	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市特別職報酬等審議会	労務課	附属機関												地方自治法、川崎市特別職報酬等審議会条例
10	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	31	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
11	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	31	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
—	川崎市退職年金審査会	共済課	附属機関												川崎市職員退職年金条例
—	川崎市行財政改革推進委員会	行政改革マネジメント推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
12	川崎市防災会議	危機管理室	附属機関		70	65	8	12.3%	0	0	<small>2年または任期なし</small>	30	3	31	災害対策基本法、川崎市防災会議条例

13	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	部会	川崎市防災会議	若干人	63	6	9.5%	0	0	2年または任期なし	30	3	31	川崎市防災会議条例	
14	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	懇談会等	川崎市防災会議	なし	7	1	14.3%	0	0	検討終了まで				川崎市防災会議条例	
15	川崎市国民保護協議会	危機管理室	附属機関			55	53	8	15.1%	0	0	2	30	3	16	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、川崎市国民保護協議会条例
16	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	部会	川崎市国民保護協議会		55	50	5	10.0%	0	0	2	30	3	16	川崎市国民保護協議会条例
	総務企画局合計(審議会等数:16)					300	49	16.3%	3	0						
<b>財政局</b>																
1	川崎市の財政に関する研究会	財政課	懇談会等			4	3	1	33.3%	0	0	1	29	3	31	川崎市の財政に関する研究会設置要綱
—	川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会	資金課	懇談会等													川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会設置要綱
2	川崎市土地利用審査会	資産運用課	附属機関			7	7	2	28.6%	0	0	3	28	10	31	国土利用計画法、川崎市土地利用審査会条例
3	川崎市資産改革検討懇談会	資産運用課	懇談会等			5	4	1	25.0%	0	0	1	29	3	31	川崎市資産改革検討懇談会開催運営等要綱
4	川崎市不動産評価専門委員	資産運用課	専門委員			3	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	31	不動産評価専門委員に関する要綱
5	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	附属機関			3	3	1	33.3%	0	0	3	29	4	4	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
6	川崎市入札監視委員会	契約課	附属機関			3	3	1	33.3%	0	0	3	29	4	4	川崎市入札監視委員会設置要綱
7	川崎市作業報酬審議会	契約課	附属機関		5以内	5	5	0	0.0%	0	0	2	29	2	28	川崎市契約条例
	財政局合計(審議会等数:7)					28	7	25.0%	0	0						
<b>市民文化局</b>																
1	川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関			8	8	3	37.5%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	附属機関			25	22	2	9.1%	0	0	2	29	6	30	交通安全対策基本法、川崎市交通安全対策会議条例
3	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民活動推進課	附属機関		6以内	6	6	2	33.3%	0	0	2	28	8	31	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例
—	川崎市自治功労賞選考委員会	市民活動推進課	附属機関			5										川崎市附属機関設置条例
—	川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会	区政推進課	附属機関									1				川崎市附属機関設置条例
4	川崎市人権施策推進協議会	人権・男女共同参画室	附属機関			18	13	6	46.2%	3	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市人権施策推進協議会 多文化共生社会推進指針に関する部会	人権・男女共同参画室	部会	川崎市人権施策推進協議会												川崎市附属機関設置条例
5	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	附属機関			26	26	13	50.0%	26	13	2	30	3	31	川崎市外国人市民代表者会議条例
6	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	附属機関			10	9	3	33.3%	2	0	2	28	9	30	川崎市男女共同参画センター条例、川崎市男女共同参画センター条例施行規則
7	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	附属機関			13	13	6	46.2%	3	1	2	29	3	31	男女平等かわさき条例、川崎市男女平等推進審議会規則
8	川崎市男女平等推進審議会 女性活躍推進法に基づく推進計画策定準備部会	人権・男女共同参画室	部会	川崎市男女平等推進審議会		5	5	3	60.0%	0	0	1	29	3	31	男女平等かわさき条例、川崎市男女平等推進審議会規則

9	川崎市平和館運営委員会	平和館	附属機関		16	15	5	33.3%	0	0	2	28	9	30	川崎市平和館条例、川崎市平和館条例施行規則
10	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	附属機関		15	15	6	40.0%	2	1	2	30	4	30	スポーツ基本法第31条、川崎市スポーツ推進審議会条例、川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
11	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議(かわさきパラムーブメント推進フォーラム)	オリンピック・パラリンピック推進室	懇談会等		20	20	5	25.0%	0	0	—	30	3	31	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議開催運営等要綱
12	川崎市文化芸術振興会議	市民文化振興室	附属機関		10	10	4	40.0%	2	1	3	29	9	30	川崎市文化芸術振興条例
13	川崎市文化芸術振興会議 施設部会	市民文化振興室	部会	川崎市文化芸術振興会議		5	3	60.0%	0	0	1	28	9	30	川崎市文化芸術振興会議規則
—	川崎市文化賞等選考委員会	市民文化振興室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
	市民文化局合計(審議会等数:13)				167	61		36.5%	38	16					
<b>経済労働局</b>															
1	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8	2	1	50.0%	0	0	2	29	7	13	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市産業振興協議会	企画課	附属機関		20	20	3	15.0%	0	0	2	28	8	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	附属機関		9	9	5	55.6%	1	1	2	29	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例
4	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	消費者行政センター	部会	川崎市消費者行政推進委員会	10	9	4	44.4%	0	0	委嘱した日から調査等終了した日まで	29	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例、川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会設置要綱
5	川崎市食の安全確保対策懇談会	消費者行政センター	懇談会等		10	10	5	50.0%	1	1	2	28	10	31	川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱
6	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会	国際経済推進室	懇談会等		10	1		10.0%	0	0	2	29	3	31	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会開催運営等要綱
7	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業振興課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	30	5	31	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
8	川崎市観光振興計画推進委員会	観光プロモーション推進課	附属機関		10	10	2	20.0%	0	0	2	29	7	16	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市農業振興計画推進委員会	農業振興課	附属機関		20	16	7	43.8%	2	2	3	31	3	16	川崎市附属機関設置条例
10	早野地区活性化懇談会	農地課	懇談会等		13	13	1	7.7%	0	0		31	3	31	早野地区活性化懇談会開催運営等要綱
11	かわさき産業デザインコンペ審査委員会	次世代産業推進室	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	1	29	3	31	川崎市附属機関設置条例、かわさき産業デザインコンペ審査委員会設置要綱
12	新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会	次世代産業推進室	附属機関		7	7	1	14.3%	0	0	1	29	3	31	川崎市附属機関設置条例
13	かわさき基準推進事業に関する懇談会	次世代産業推進室	懇談会等												かわさき基準推進事業実施要綱
14	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	附属機関		30 以内	17	5	29.4%	0	0	2	28	8	31	川崎市勤労者福祉共済条例
15	川崎市生活文化会館運営委員会	労働雇用部	附属機関		11	10	3	30.0%	0	0	2	28	10	31	川崎市生活文化会館条例
16	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	附属機関		10	8	3	37.5%	0	0	3	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
17	川崎市労働問題懇談会	労働雇用部	懇談会等		10	10	1	10.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市労働問題懇談会開催運営等要綱
—	川崎市労働災害防止研究集会運営会議	労働雇用部	懇談会等		10										川崎市労働災害防止研究集会実施要綱
18	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	北部市場管理課	附属機関		20	11	2	18.2%	0	0	2	29	3	31	卸売市場法、川崎市中央卸売市場業務条例



19	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	北部市場管理課	附属機関		13	11	1	9.1%	0	0	2	29	3	31	川崎市地方卸売市場業務条例
	経済労働局合計(審議会等数:19)					183	49	26.8%	4	4					
<b>環境局</b>															
1	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	29	8	31	川崎市附属機関設置条例等
2	川崎市環境審議会	環境調整課	附属機関		30 以内	29	7	24.1%	6	2	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
3	川崎市環境審議会公害対策部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	10	1	10.0%	2	0	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
4	川崎市環境審議会緑と公園部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	9	3	33.3%	2	1	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
5	川崎市環境審議会廃棄物部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	9	3	33.3%	2	1	2	30	2	28	川崎市環境基本条例
6	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	懇談会等		30 以内	27	9	33.3%	5	1	2	29	12	31	「環境パートナーシップかわさき」開催運営等要綱
7	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業有識者会議	地球環境推進室	懇談会等		4	4	1	25.0%	0	0	3	30	3	31	川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業有識者会議開催運営等要綱
—	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地球環境推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
8	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	附属機関		20 以内	20	2	10.0%	2	0	2	28	11	30	川崎市環境影響評価に関する条例第75条
—	川崎市環境影響評価審議会専門部会	環境評価室	部会	川崎市環境影響評価審議会											川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第76条
9	汚染土壌処理施設等専門家会議	水質環境課	懇談会等		なし	4	1	25.0%	0	0	2	28	12	31	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続き要綱、汚染土壌処理施設等専門家会議開催運営要綱
10	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	附属機関		7	6	2	33.3%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議	廃棄物指導課	懇談会等												川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議開催運営要綱
—	川崎市環境総合研究所有識者会議	事業推進課	懇談会等												川崎市環境総合研究所有識者会議開催運営等要綱
	環境局合計(審議会等数:10)					123	31	25.2%	19	5					
<b>健康福祉局</b>															
1	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関		8	5	3	60.0%	0	0	2	29	6	25	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	29	1	30	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会	施設課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	29	8	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	附属機関		35	22	1	4.5%	0	0	3	29	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
5	川崎市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会		9	1	11.1%	0	0	3	29	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
6	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会		6	0	0.0%	0	0	3	29	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
7	川崎市社会福祉審議会3審査部会(障害程度・指定医師・指定自立支援医療機関)	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会		18	1	5.6%	0	0	3	29	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
8	川崎市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会		6	0	0.0%	0	0	3	29	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例

9	川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	地域福祉課	部会	川崎市社会福祉審議会		8	0	0.0%	0	0	3	29	3	31	社会福祉法、川崎市社会福祉審議会条例
10	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	附属機関		14	14	4	28.6%	0	0	3	28	9	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
11	川崎区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会		7	7	2	28.6%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
12	幸区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会		7	7	3	42.9%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
13	中原区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会		7	7	3	42.9%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
14	高津区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会		7	7	1	14.3%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
15	宮前区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会		7	7	3	42.9%	0	0	3	30	6	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
16	多摩区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会		7	7	2	28.6%	0	0	3	29	6	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
17	麻生区民生委員推薦区会	地域福祉課	部会		7	7	3	42.9%	0	0	3	30	6	30	民生委員法、川崎市民生委員推薦会規則
18	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	附属機関		23	22	5	22.7%	7	2	2	29	5	31	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、川崎市国民健康保険条例、川崎市国民健康保険運営協議会規則
—	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	生活保護・自立支援室	懇談会等												川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱
19	川崎市地域包括支援センター運営協議会	地域包括ケア推進室	附属機関		10	10	4	40.0%	1	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
20	川崎区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	5	62.5%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
21	幸区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
22	中原区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
23	高津区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	2	25.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
24	宮前区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
25	多摩区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	2	25.0%	2	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
26	麻生区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会(1)	高齢者事業推進課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
27	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課・障害福祉課	附属機関		15以内	15	6	40.0%	3	2	2	29	5	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会(2)	高齢者在宅サービス課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
28	川崎市介護認定審査会	介護保険課	附属機関		300	254	127	50.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市介護保険条例、川崎市介護認定審査会規則
29	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	附属機関		20	19	8	42.1%	3	1	3	30	6	30	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会規則
30	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	附属機関		20	19	8	42.1%	0	0	2	30	5	20	障害者基本法、川崎市障害者施策審議会設置条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会障害者施設部会	障害計画課 障害福祉課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
31	川崎市障害支援区分認定審査会	障害計画課	附属機関		25	25	8	32.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

32	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	28	10	31	川崎市附属機関設置条例
33	川崎市自殺対策評価委員会	精神保健課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	30	3	31	川崎市自殺対策の推進に関する条例
34	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	附属機関		20	15	3	20.0%	0	0	3	29	3	31	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、川崎市精神保健福祉審議会条例
35	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害者雇用・就労推進課	附属機関	若干名		4	2	50.0%	0	0	1	28	7	31	川崎市身体障害者更生資金貸付条例
36	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	附属機関		10	10	3	30.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市精神医療審査会運営要綱
37	川崎市地域医療審議会	保健医療政策室	附属機関		30以内	19	2	10.5%	1	1	2	30	3	31	川崎市地域医療審議会条例
38	川崎市地域医療審議会 災害時医療体制検討部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8以内	7	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要綱
—	川崎市地域医療審議会 救急医療体制検討委員会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会											川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要綱
—	川崎市地域医療審議会 保健部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会											川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要綱
—	川崎市地域医療審議会 調査部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会											川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要綱
—	川崎市地域医療審議会 周産期医療運営専門部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会											川崎市地域医療審議会条例、川崎市地域医療審議会運営要綱
39	川崎市食育推進会議	健康増進課	附属機関		19	19	12	63.2%	2	2	2	29	6	30	川崎市食育推進会議条例
40	川崎市食育推進会議部会	健康増進課	部会	川崎市食育推進会議	19	15	11	73.3%	2	2	2	29	6	30	川崎市食育推進会議条例
41	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会	健康増進課	懇談会等		20	12	6	50.0%	1	0	2	29	5	31	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱
42	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	30	3	31	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例
43	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	附属機関		15	14	2	14.3%	0	0	2	28	9	30	公害健康被害の補償等に関する法律第45条、川崎市公害健康被害認定審査会条例
44	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	附属機関		6	6	0	0.0%	0	0	2	28	9	30	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
45	川崎市血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関		20	13	4	30.8%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則
46	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
47	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	4	33.3%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
48	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
49	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
50	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
51	多摩地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	13	3	23.1%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
52	麻生地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	12	2	16.7%	0	0	2	29	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
53	川崎市医療安全相談センター運営協議会	医事・薬事課	附属機関		9	9	6	66.7%	0	0	2	29	7	31	川崎市附属機関設置条例
54	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市附属機関設置条例

55	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	附属機関		10	9	3	33.3%	0	0	2	30	3	31	川崎市葬祭条例第16条
56	川崎市感染症診査協議会	感染症対策課	附属機関		18	16	1	6.3%	0	0	2	29	3	31	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条、川崎市感染症審査協議会条例
57	川崎市感染症対策協議会	感染症対策課	附属機関		26	26	3	11.5%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱
58	川崎市感染症発生動向調査委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	7	7	0	0.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱
59	川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱
60	川崎市結核対策推進委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	14	14	2	14.3%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例、川崎市感染症対策協議会運営要綱
61	川崎市予防接種運営委員会	感染症対策課	附属機関		18	18	2	11.1%	0	0	2	29	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
62	川崎市予防接種運営委員会 事故対策部会	感染症対策課	部会	川崎市予防接種運営委員会	7	7	1	14.3%	0	0	2	29	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
	健康福祉局合計(審議会等数:62)					921	308	33.4%	22	12					
<b>こども未来局</b>															
1	川崎市子ども・子育て会議	企画課	附属機関		25	22	10	45.5%	2	2	2	29	7	31	川崎市子ども・子育て会議条例
2	川崎市子ども・子育て会議計画推進部会	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議		7	3	42.9%	0	0	2	29	7	31	川崎市子ども・子育て会議条例
3	川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議		10	5	50.0%	1	1	2	29	7	31	川崎市子ども・子育て会議条例
4	川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議		8	3	37.5%	1	1	2	29	7	31	川崎市子ども・子育て会議条例
5	川崎市児童福祉審議会総会	企画課	附属機関		20	20	7	35.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
6	川崎市児童福祉審議会第1部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会		6	1	16.7%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
7	川崎市児童福祉審議会第2部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会		8	3	37.5%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
8	川崎市児童福祉審議会第3部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会		6	3	50.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
9	川崎市児童福祉審議会第4部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会		5	1	20.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市児童福祉審議会条例
10	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関		8 以内	5	2	40.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
11	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 青少年教育施設・こども文化センター部会	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会		5	1	20.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
12	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 母子生活支援施設部会	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会		5	2	40.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
13	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 保育所部会	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会		5	4	80.0%	0	0	2	29	6	30	川崎市附属機関設置条例
14	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会	運営管理課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市附属機関設置条例
15	川崎市保育所等整備事業者選定委員会	保育所整備課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市附属機関設置条例
16	民間活用推進部会	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会	5	5	3	60.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市附属機関設置条例
17	民営化部会	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会	6	5	3	60.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市附属機関設置条例

18	民設化部会	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会	5	5	3	60.0%	0	0	2	29	3	31	川崎市附属機関設置条例
19	川崎市小児慢性特定疾病審査会	こども保健福祉課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	28	12	31	児童福祉法、川崎市小児慢性特定疾病審査会設置要綱
20	川崎市母子保健懇談会	こども保健福祉課	懇談会等		11	11	3	27.3%	0	0	2	29	3	31	児童福祉法、川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱
21	川崎市子どもの権利委員会	青少年支援室	附属機関		10 以内	10	4	40.0%	2	1	3	28	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
22	川崎市子どもの権利委員会行動計画策定部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会	10 以内	5	1	20.0%	1	0					川崎市子どもの権利委員会規則
—	川崎市子どもの権利委員会行動計画評価部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利委員会規則
—	川崎市子どもの権利委員会実態・意識調査部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利委員会規則
—	川崎市子どもの権利委員会対話部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利委員会規則
—	川崎市いじめ総合調査委員会	青少年支援室	附属機関												川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
23	川崎市青少年問題協議会	青少年支援室	附属機関		35	27	6	22.2%	0	0	2	28	8	31	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
24	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議	青少年支援室	懇談会等		8	8	3	37.5%	0	0	2	29	7	31	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱
	こども未来局合計(審議会等数:24)					205	77	37.6%	7	5					
<b>まちづくり局</b>															
1	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	30	3	31	建築基準法、川崎市建築審査会条例
2	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	2	28	7	31	都市計画法、川崎市開発審査会条例
3	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	附属機関		9	9	3	33.3%	0	0	2	29	12	31	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例
4	川崎市都市計画審議会	都市計画課	附属機関		20 以内	20	2	10.0%	3	1	2	30	4・5	30・31	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
5	都市計画提案制度小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	5	5	1	20.0%	0	0	2	30	4	30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
6	都市計画マスタープラン小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	14	14	2	14.3%	3	1	2	30	4・5	30・31	川崎市都市計画審議会条例施行規則
7	都市計画道路網のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	6	5	0	0.0%	0	0	2	30	4	30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
8	低炭素都市づくり検討及び評価小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	4	4	1	25.0%	0	0	2	29・30	4	20・30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	川崎縦貫高速鉄道小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	防災都市計画のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
9	川崎市都市景観審議会	景観担当	附属機関		15	15	8	53.3%	3	2	2	29	6	30	川崎市都市景観条例
10	川崎市都市景観審議会専門部会	景観担当	部会	川崎市都市景観審議会	6	6	4	66.7%	0	0	2	29	6	30	川崎市都市景観条例
11	川崎市地区まちづくり審議会	防災まちづくり推進課	附属機関		7 以内	5	3	60.0%	2	1	2	28	6	30	川崎市地区まちづくり育成条例
12	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	附属機関		10	10	0	0.0%	0	0	5	30	12	15	土地区画整理法、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例

13	登戸土地区画整理事業評価員	登戸区画整理事務所	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	なし	なし			土地区画整理法、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例	
14	川崎市住宅政策審議会	住宅整備推進課	附属機関		15	15	6	40.0%	3	1	2	29	4	30	川崎市住宅基本条例、川崎市住宅政策審議会規則	
15	川崎市住宅政策審議会専門部会	住宅整備推進課	部会	川崎市住宅政策審議会	6	5	3	60.0%	0	0	2	29	4	30	川崎市住宅基本条例、川崎市住宅政策審議会規則	
16	川崎市空家等対策協議会	住宅整備推進課	附属機関		13	12	2	16.7%	0	0	2	30	5	26	川崎市空家等対策協議会条例	
17	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	宅地企画指導課	懇談会等		4	4	1	25.0%	0	0	2	28	7	13	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱	
	まちづくり局合計(審議会等数:17)					146	42	28.8%	14	6						
<b>建設緑政局</b>																
1	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8	5	3	60.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例	
2	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑化センター部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例	
3	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会ゴルフ場部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例	
再掲	川崎市環境審議会緑と公園部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市環境審議会	9	9	3	33.3%	2	1	2	30	2	28	川崎市環境基本条例	
4	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	附属機関		10	10	2	20.0%	3	2	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例	
5	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会多摩川緑地部会	多摩川施策推進課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例	
6	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会霊園部会	霊園事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例	
7	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑政部会(生田緑地)	生田緑地整備事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	4	4	1	25.0%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例	
8	川崎市屋外広告物審議会	路政課	附属機関		15	13	5	38.5%	3	0	2	30	3	31	川崎市屋外広告物条例	
—	自転車等駐車対策協議会	自転車対策室	附属機関												自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条、川崎市自転車等駐車対策協議会条例	
9	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会自転車対策部会	自転車対策室	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	15	川崎市附属機関設置条例	
	建設緑政局合計(審議会等数:9)					47	13	27.7%	6	2						
<b>港湾局</b>																
1	川崎港港湾審議会	庶務課	附属機関		35	26	2	7.7%	0	0	2	29	5	24	港湾法、川崎港港湾審議会条例	
2	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	29	5	24	川崎市附属機関設置条例	
3	川崎港緑化基本計画策定懇談会	経営企画課	懇談会等		10	6	2	33.3%	0	0		29	3	31	川崎港緑化基本計画策定懇談会開催運営等要綱	
	港湾局合計(審議会等数:3)					37	6	16.2%	0	0						
<b>川崎区役所</b>																
1	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	29	5	31	川崎市附属機関設置条例	
2	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会東海道かわさき宿交流館部会	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	29	5	31	川崎市附属機関設置条例	

3	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会 大師公園部会	総務課	部会	川崎市川崎区指定 管理者選定評価委 員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	29	5	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎区区民会議	企画課	附属機関		20	19	11	57.9%	5	2	2	30	3	31	川崎市市民会議条例
—	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5										川崎市附属機関設置条例
5	川崎区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等		なし	15	6	40.0%	2	0	なし	なし			川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	川崎区役所合計(審議会等数:5)				45	21		46.7%	7	2					
<b>幸区役所</b>															
1	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8 以内	3	1	33.3%	0	0	2	29	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	幸区区民会議	企画課	附属機関		20	20	7	35.0%	4	1	2	28	6	30	川崎市市民会議条例、幸区区民会議要綱
3	幸区区民会議 自転車事故ゼロ部会	企画課	部会	幸区区民会議	8	8	2	25.0%	2	1	2	28	6	30	川崎市市民会議条例、幸区区民会議要綱
4	幸区区民会議 地域力で暮らしやすいまち部会	企画課	部会	幸区区民会議	12	12	5	41.7%	2	0	2	28	6	30	川崎市市民会議条例、幸区区民会議要綱
5	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	29	5	31	川崎市附属機関設置条例
6	幸区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等		14	14	9	64.3%	0	0	3	30	3	31	幸区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	幸区役所合計(審議会等数:6)				62	25		40.3%	8	2					
<b>中原区役所</b>															
1	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8 以内	3	0	0.0%	0	0	2	29	7	1	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	29	12	31	川崎市附属機関設置条例
3	中原区区民会議	企画課	附属機関		20	19	9	47.4%	3	2	2	28	6	30	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則、中原区区民会議要綱
4	武蔵小杉駅周辺地域連携推進会議	地域振興課	懇談会等			16	2	12.5%	0	0	1	29	3	31	武蔵小杉駅周辺地域連携推進会議開催運営等要綱
5	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域ケア推進担当	懇談会等			12	7	58.3%	0	0	3	30	3	31	中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱
	中原区役所合計(審議会等数:5)				55	20		36.4%	3	2					
<b>高津区役所</b>															
1	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8 以内	3	0	0.0%	0	0	2	29	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	29	8	23	川崎市附属機関設置条例
—	「エコシティたかつ」推進会議	企画課	懇談会等												「エコシティたかつ」推進会議開催運営等要綱
3	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会	企画課	懇談会等		5 以内	5	3	60.0%	0	0	2	29	3	31	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱
4	高津区区民会議	企画課	附属機関		20	20	6	30.0%	5	3	2	28	6	30	川崎市市民会議条例
5	高津区区民会議 交通安全対策部会	企画課	部会	高津区区民議 議	7	7	2	28.6%	1	0	2	28	6	30	川崎市市民会議条例

6	高津区区民会議 防災・防犯の意識を高める部会	企画課	部会	高津区区民会議	9	9	2	22.2%	2	0	2	28	6	30	川崎市市民会議条例
7	高津区区民会議 地域を活性化する部会	企画課	部会	高津区区民会議	12	12	4	33.3%	4	3	2	28	6	30	川崎市市民会議条例
8	高津区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等			16	4	25.0%	2	1	3	30	3	31	高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
高津区役所合計(審議会等数:8)						77	24	31.2%	14	7					
<b>宮前区役所</b>															
1	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8 以内	3	1	33.3%	0	0	2	29	6	29	川崎市附属機関設置条例
2	宮前区区民会議	企画課	附属機関		20	20	8	40.0%	4	1	2	30	3	31	川崎市市民会議条例
—	宮前区区民会議 企画部会	企画課	部会	宮前区区民会議											川崎市市民会議条例
3	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等		10	11	8	72.7%	1	1	2	29	3	31	川崎市宮前区保健福祉のまちづくり推進会議開催運営等要綱
宮前区役所合計(審議会等数:3)						34	17	50.0%	5	2					
<b>多摩区役所</b>															
1	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	29	7	13	川崎市附属機関設置条例
2	多摩区区民会議	企画課	附属機関		20	20	5	25.0%	4	1	2	28	6	30	川崎市自治基本条例、川崎市市民会議条例 ほか
3	多摩区区民会議 企画部会	企画課	部会	多摩区区民会議	7	7	2	28.6%	2	0	2	28	6	30	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則 ほか
4	多摩区区民会議 人・まち・わづくり部会	企画課	部会	多摩区区民会議	9	9	3	33.3%	0	0	2	28	6	30	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則 ほか
5	多摩区区民会議 多摩区の魅力いきいき部会	企画課	部会	多摩区区民会議	11	11	2	18.2%	4	1	2	28	6	30	川崎市市民会議条例、川崎市市民会議条例施行規則 ほか
6	川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)審査委員会	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例、川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)実施要綱、川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)審査要綱
7	多摩区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等			14	7	50.0%	3	2	2	29	3	31	多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
多摩区役所合計(審議会等数:7)						69	22	31.9%	13	4					
<b>麻生区役所</b>															
1	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	28	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	麻生区区民会議	企画課	附属機関		20	19	7	36.8%	5	2	2	28	6	30	川崎市市民会議条例
3	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	30	2	23	川崎市附属機関設置条例
4	あさお福祉計画推進会議	地域ケア推進担当	懇談会等		17	17	6	35.3%	3	2	2	29	3	31	あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱
麻生区役所合計(審議会等数:4)						44	16	36.4%	8	4					
<b>上下水道局</b>															
1	川崎市上下水道事業経営審議委員会	経営企画課	懇談会等		13	13	4	30.8%	2	1	2	28	9	30	川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱



2	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会	調整担当	懇談会等		5	3	2	66.7%	0	0	1.7	29	3	31	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱
	上下水道局合計(審議会等数:2)				16	6		37.5%	2	1					
<b>交通局</b>															
—	川崎市バス事業経営問題検討会	経営企画課	懇談会等												川崎市バス事業経営問題検討会設置要綱
1	川崎市バス事業アドバイザー・ボード	経営企画課	懇談会等		6	6	2	33.3%	0	0	2	29	2	28	川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱
2	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	管理課	懇談会等		8	8	3	37.5%	0	0	1	29	5	31	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱
3	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	懇談会等		5	4	1	25.0%	0	0	1	29	3	31	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
4	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会	管理課、経営企画課	懇談会等		8	7	3	42.9%	0	0	2	29	3	31	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会設置要綱
	交通局合計(審議会等数:4)				25	9		36.0%	0	0					
<b>病院局</b>															
—	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	懇談会等												川崎市立病院運営委員会設置要綱
1	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	懇談会等		15	13	1	7.7%	3	0	2	28	7	31	川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱
	病院局合計(審議会等数:1)				13	1		7.7%	3	0					
<b>消防局</b>															
1	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	附属機関		11	11	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会											川崎市附属機関設置条例
—	川崎市メディカルコントロール協議会作業部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会											川崎市附属機関設置条例
2	川崎市危険物等保安審議会	危険物課	附属機関		20	15	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	附属機関		4	4	0	0.0%	0	0	2	29	10	19	川崎市附属機関設置条例
	消防局合計(審議会等数:3)				30	0		0.0%	0	0					
<b>市民オンブズマン事務局</b>															
1	川崎市市民オンブズマン	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	0	0.0%	0	0	3(更新1回可)	30・31	12・3	31	川崎市市民オンブズマン条例、川崎市市民オンブズマンの勤務日、勤務時間等に関する要綱
2	川崎市人権オンブズパーソン	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	1	50.0%	0	0	3(更新1回可)	29・31	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例、川崎市人権オンブズパーソンの勤務日等に関する要綱
3	川崎市市民オンブズマン専門調査員	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	1	25.0%	0	0	1(更新4回可)	28・29	9・11・3	30・31	川崎市市民オンブズマン条例、川崎市市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
4	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	4	100.0%	4	4	1(更新4回可)	29	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例、川崎市人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
	市民オンブズマン事務局合計(審議会等数:4)				12	6		50.0%	4	4					
<b>教育委員会事務局</b>															

—	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市教育改革推進会議	企画課	懇談会等		13	13	1	7.7%	2	1	2	29	3	31	川崎市教育改革推進会議運営要綱
2	川崎市学校運営協議会	教育改革推進担当	附属機関		160	151	54	35.8%	0	0	3	30・31	3	31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、川崎市学校運営協議会規則
—	指導改善研修審査会	教職員課	専門委員												指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則
3	川崎市教科用図書選定審議会	指導課	附属機関		20	19	9	47.4%	0	0	1	29	4	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市いじめ防止対策連絡協議会	指導課	附属機関		25	13	5	38.5%	0	0	2	29	1	31	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
5	川崎市いじめ問題専門・調査委員会	指導課	附属機関		5	3	1	33.3%	0	0	2	29	1	19	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
6	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	附属機関		20	20	5	25.0%	2	1	2	30	4	30	社会教育法、川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
7	教育文化会館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	7	87.5%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
8	幸市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	2	25.0%	1	0	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
9	中原市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	4	50.0%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
10	高津市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	9	4	44.4%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
11	宮前市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	4	50.0%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
12	多摩市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	4	50.0%	1	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
13	麻生市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	8	4	50.0%	1	0	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
14	図書館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	10	5	50.0%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
15	青少年科学館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	10	2	20.0%	2	0	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
16	日本民家園専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10	10	3	30.0%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
17	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	8	8	5	62.5%	2	1	2	30	4	30	川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
—	青少年教育施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議											川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
18	川崎市文化財審議会	文化財課	附属機関		10	10	3	30.0%	0	0	2	30	4	30	川崎市文化財保護条例
19	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	文化財課	附属機関		10	10	0	0.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市附属機関設置条例
20	川崎市地名資料収集懇談会	文化財課	懇談会等		4	3	1	33.3%	0	0	なし				川崎市地名資料収集懇談会運営等要綱
	教育委員会事務局合計(審議会等数:20)					337	123	36.5%	20	10					
<b>選挙管理委員会事務局</b>															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	懇談会等		16	15	3	20.0%	0	0	2	30	3	31	川崎市明るい選挙推進協議会規約
	選挙管理委員会事務局合計(審議会等数:1)					15	3	20.0%	0	0					
	<b>全局本部室区合計(審議会等総数:253)</b>					2991	936	31.3%	200	88					

## 7 各局本部室区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局本部室区名 女性委員 の参加比率	総務企画局	財政局	市民文化局	経済労働局	環境局	健康福祉局	こども未来局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	市民オンブズマン事務局	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	合計	構成比(%)
100%	1																					1			2	0.8%
90.0-99.9%																									0	0.0%
80.0-89.9%							1																1		2	0.8%
70.0-79.9%						1								1											2	0.8%
60.0-69.9%	1		2			4	4	3	1			1		2				1					1		20	7.9%
50.0-59.9%			1	3		6	2	1			1		1		1							1	5		22	8.7%
40.0-49.9%	2		4	4	1	10	5	2		1	2	1	2		1	1	1		1				2		40	15.8%
30.0-39.9%	2	4	4	2	4	6	4	2	3	1	2	2		2	1	2	3	1	2				6		53	20.9%
20.0-29.9%	5	2	1	2	3	13	7	4	2			2		3		2			1			1	3	1	52	20.6%
10.0-19.9%	4			5	2	12	1	3					1			1									29	11.5%
0.0-9.9%	1	1	1	2		10		2	3	1			1	1						1	3	1	2		30	11.9%
うち 0.0%		1				7		2	3				1	1							3	1	1		20	7.9%
合計	16	7	13	19	10	62	24	17	9	3	5	6	5	8	3	7	4	2	4	1	3	4	20	1	253	100.0%

### 【女性委員の参加比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	10	3	6	11	9	41	12	10	6	2	0	3	2	6	0	4	2	1	3	1	3	2	9	1	147	58.1%
-------	----	---	---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	-------

注) 委員総数が3人の審議会等の場合、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等とする。

\* 各局本部室区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、30.0%～39.9%の審議会等の数が53(構成比20.9%)と最も多い。

## 8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画

局本部室区名		審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
				平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
1	財政局 契約課	川崎市作業報酬審議会	制度見直しのため、委員全員を再任とした(前回 は全て男性)。	任期満了を迎えるため、関係団 体の代表に女性参画を打診し、 2名以上の女性参画を目指す。		
2	健康福祉局 地域福祉課	川崎市社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	推薦を依頼する団体は女性の参画が少なく、女性 の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。
3		川崎市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	推薦を依頼する団体は女性の参画が少なく、女性 の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。
4		川崎市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	推薦を依頼する団体は女性の参画が少なく、女性 の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。	委員交代時には、女性の推薦を お願いする。
5	保健医療政策室	川崎市地域医療審議会 災害時医療体制検討部会	本市の災害医療に関する専門的見識者について は、現状、災害拠点病院等において男性がその 立場に就いている状況にあり、直ちに女性を推薦 することが困難であるため。		各病院等の状況を随時確認し、 後任として女性候補の紹介を依 頼するなど、女性の比率向上に 努める。1人増やす。(14.3%)	
6	環境保健課	川崎市公害健康被害補償 診療報酬等審査会	法の定める分野に女性が少ないため。		選任委員に、後任として女性の 紹介をいただき、1人増やすこと を目指す。	
7	感染症対策課	川崎市感染症対策協議会川 崎市新型インフルエンザ等対 策検討委員会	委員の定員が少ない上、部会の母体である感染 症対策を専門とする附属機関に女性委員が少な い。		役職にこだわらず幅広く推薦者 を検討することを医師会等に依 頼することで女性の参画向上を 目指す。	
8		川崎市感染症対策協議会川 崎市感染症発生動向調査委 員会	委員の定員が少ない上、部会の母体である感染 症対策を専門とする附属機関に女性委員が少な い。		役職にこだわらず幅広く推薦者 を検討することを医師会等に依 頼することで女性の参画向上を 目指す。	
9	まちづくり局 都市計画課	都市計画審議会都市計画道 路網のあり方検討小委員会	母体となる都市計画審議会において、都市計画 分野等に該当する女性研究者が少なく、女性委 員選任が難しい状況があるため。			現職の学識経験者が退任する 機会を捉えて、女性の紹介をし ていただいたり、同分野の女性 を探し、女性比率40%をめざす
10	登戸区画整理事務所	川崎都市計画事業登戸土 地区画整理審議会	10名の委員のうち、8名は権利者の中から選挙 により選出し、2名の学識経験者は、土地区画整 理事業について学識経験を有する者から選任す るが、ともに女性の候補者が少ないため、登用が 難しい。	任期途中で委員が交代する場 合には、女性の参画に向け、候 補者に働きかける。	任期途中で委員が交代する場 合には、女性の参画に向け、候 補者に働きかける。	任期途中で委員が交代する場 合には、女性の参画に向け、候 補者に働きかける。

局本部室区名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
11	建設緑政局 みどりの企画管理課	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑化センター-部会	学識経験者枠で緑化の分野を専攻する研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ない現状がある。		現任の学識経験者に後任として女性の紹介をいただき、女性比率を上げることを目指す。		
		川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員ゴルフ場部会	推薦を依頼するゴルフ場経営関連の団体は女性の参画が少なく、女性の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。		現委員の任期満了に伴い所属する女性が多い団体に推薦をお願いする。		
		多摩川施策推進課	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会多摩川緑地部会	専門知識を有する女性が少ないため、登用が難しい。	専門知識を有する女性の情報収集に努める。	情報収集に基づいて、任期満了に併せた女性1名の増員を目指す。	
14	中原区 総務課	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会	現委員の任期開始は、平成27年7月からであるが、同年7月に、とどろきアリーナ第2期の指定管理事業の年度評価及び総括評価を行う必要があり、これまでと同じ委員に評価を依頼する必要があったため。		比率に配慮した選任を行う(30%)(3名のうち1名)		
15	高津区 総務課	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会	附属機関等の見直しに伴い設置された委員会であり、委員全員を再任としたため。		任期満了を迎えるため、女性の参画を考慮した候補者の選任に配慮する。		
16	消防局 危険物課	川崎市危険物等保安審議会	委員は、市内8消防署の外郭団体から推薦されるが、当審議会に適した専門的知識を有する女性の学識経験者がいないため。			外郭団体への推薦依頼又は現委員からの紹介等で女性委員の選任に努める。1人増やす(6%)	
		川崎市コンビナート安全対策委員会	学識経験者の枠で、当該委員会に関する分野を専攻する女性研究者が少ない現状である。		現任の学識経験者からの申し出がない限り、再任いただく予定であるが、退任の際には、後任として女性の紹介等をお願いする。		
18	救急課	川崎市メディカルコントロール協議会	委員推薦依頼を行う医師会等や救命救急センター長等に推薦依頼の際に女性参画の視点から話を進めましたが各機関から推薦を受けた委員は女性が不在で共同参画に至りませんでした。	関係機関への委員推薦依頼の際に推薦書に女性参画の推進について一文を明記し各機関に周知します。		関係機関への委員推薦依頼の際に、推薦書に女性参画の推薦について一文を明記して各機関に周知します。	
19	市民オンブズマン事務局	川崎市市民オンブズマン	適任の候補者に女性がなかった。			適任者がいれば、積極的に検討したい。	
20	教育委員会事務局 文化財課	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	学識経験者枠で研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ない現状である。		現在の学識経験者に後任として女性学識経験者の紹介をお願いする。		



# 調 查 資 料





## 川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

### (目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を平成30年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるよう目指す。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。
- (3) 委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等を全体の30パーセントとする。

### (局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

### (事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、男女共同参画推進員(各所管局庶務担当課長)の合議の上、市民文化局長と事前協議を行うものとする。

2 市民文化局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民文化局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民文化局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民文化局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

## 審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民文化局長 様

局長

所管課名 \_\_\_\_\_ 課

担当者名 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名												新規設置・改選年月日		平成 年 月 日			
根拠法令等												再任の取扱い (○をつける)		あり なし			
	区分	現状値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)					
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	
委員 内 訳	学識経験																
	団体推薦																
	市民公募			/					/				/				
	行政職員																
	合計																
※目標値（女性比率 40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率 50%未満で現状値より比率が下がる理由																	

※協議の経緯・結果  委員構成の改正  人材情報の提供  要綱の改正  その他

※選任における課題等

### 審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上のお通り、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民文化局長

# 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局	部	担当
		課	内線

**【記入に関する留意点】**

\* **各課で所管するすべての審議会等(部会を含む)**について記入対象となります。添付の「審議会等一覧表」を参考に記入をお願いします(一覧表に含まれない審議会等があれば記入をお願いします)

\* **設置根拠規定(関係条例・要綱等)及び委員名簿**をあわせて提出してください。根拠法令等が川崎市附属機関設置条例の場合、提出は不要です。

\* 「審議会名、所管課、根拠法令等、設置の区分、H28.6.1現在の活動状況」は記入必須項目です。「委員内訳」以降は、現在活動中の審議会等のみ御回答をお願いします。

No.	審議会名	所管課	根拠法令等	設置の区分		H28.6.1現在の活動状況	委員内訳						会長(性別)	副会長(性別)	任期(年)	現委員の任期		今後の設置の方向性	新規設置及び改選時における事前協議書の提出	
				部会の母体となる附属機関名	定数(人)		現員(人)	委員のうち女性委員		委員のうち公募委員		年月日から				年月日まで				
								現員(人)	割合(%)	現員(人)	うち女性(人)									
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				

女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書（様式2）

記入所管課名	局	部	担当	
		課	内線	

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
						平成28年度	平成29年度	平成30年度
						目標	目標	目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

## 「女性委員プラスワン参加促進キャンペーン」実施結果

### 1 キャンペーン内容等

期間:平成28年1月から平成28年6月末まで

対象:審議会等を所管する各局本部室区の担当課(室)

内容:キャンペーン期間中に改選を行う、比率を達成していない審議会等は、「女性委員プラスワン参加促進キャンペーンチェックリスト」(P.38参照)を活用し、現状より少なくとも1人の女性委員の増員を目指す。

目的:審議会等委員の女性比率の向上に向けて、審議会等を所管する各課(室)において、女性の参加促進に配慮した選任を行うことを再確認し、特に比率を達成していない審議会等については、チェックリストを活用し、比率向上に向けた自主的な取組を促進する。

### 2 キャンペーン実施結果

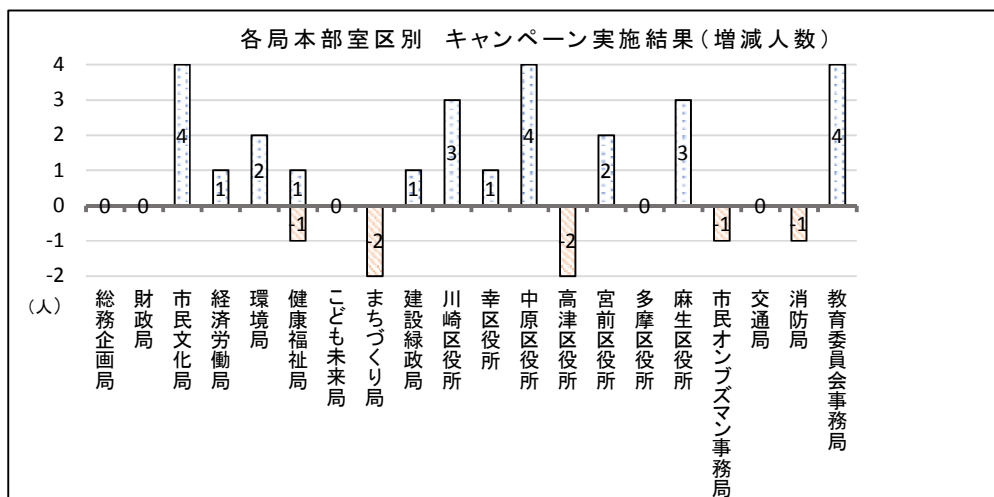
#### ①審議会等別結果

キャンペーン期間中に改選を行った51の審議会等のうち、14の審議会等が1人以上の女性委員の増員に取り組み、結果的に19人の女性委員の増員につながった。改選前と女性委員の変動はない審議会等が60.8%、女性委員を減らした審議会等が11.8%を占める。

	審議会等数	全体に占める割合
プラス4人	2	3.9%
プラス3人	1	2.0%
プラス2人	4	7.8%
プラス1人	7	13.7%
0人	31	60.8%
マイナス1人	5	9.8%
マイナス2人	1	2.0%
	51	100.0%

#### ②各局本部室区別結果

キャンペーン対象となった審議会等を所管する20の局本部室区のうち、10の局本部室区が、女性委員を1人以上増員した。市民文化局、中原区役所、教育委員会は女性委員数を4人増員した。



#### ③キャンペーン期間中に事前協議書を提出した審議会等委員の女性比率

キャンペーン期間中に事前協議を提出した審議会等委員の女性比率は26.3%だった。キャンペーン対象となった51の審議会等の女性比率は25.1%だったのに対し、新規設置を行った12の審議会等の女性比率は38.5%となった。キャンペーン期間中は、キャンペーン対象外である新規設置の審議会等にも、女性委員の確保に向けた取組を働きかけた。

	審議会等の数	女性を含む審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
改選を行った審議会等(キャンペーン対象)	51	46	762	191	571	25.1%
新規設置の審議会等(キャンペーン対象外)	12	12	78	30	48	38.5%
合計	63	58	840	221	619	26.3%



## チェックリスト

※チェックリストを活用し、女性の参加促進に配慮した選任への取組をお願いいたします。右の「チェック」と書かれたマス目を実施したものについては「○」を記入し、事前協議の際に、男女共同参画推進員合議の上、事前協議書と併せて提出するようお願いいたします。

審議会等名	
現状の女性人数（女性の参加比率）	人（          %）

区分	チェック内容	チェック
団体推薦	推薦を依頼する前に、慣例として特定の役職にある者が推薦（充て職）されていないか確認した。	
	慣例的に団体の長や役員が推薦されるため、特定の職にある者に限定しない推薦を働きかけた。	
	女性の参加が多い団体を新たな団体推薦枠として追加した。	
	人権・男女共同参画室の庁内ページにある推薦依頼文例を活用し、女性の推薦を依頼した。	
学識経験者	現職の委員に後任として女性の候補の紹介をお願いした。	
	内閣府男女共同参画局「はばたく女性人材バンク」や神奈川県「女性人材情報等サイト」などを活用し、女性の人材発掘に努めた。	
市民公募	例年女性の応募が少ないため、女性が応募しづらい要因がないか分析し、公募の際に、男女同程度の応募となるよう努めた。	
	最終選考で女性と男性それぞれが同じ評価で残り、女性の参加が少なかったため、女性を登用した。	
行政職員	慣例として、特定の役職にある者を選任（充て職）していないか確認し、女性の参加を阻む要因となっている場合は、必要性を見直した。	
その他	学識経験者、団体推薦、市民公募など各区分に占める男女割合を見ながら委員構成を調整し、最終的に女性参加比率が向上するよう配慮した。	
	事前協議書を、「委員が確定する前」（候補者を内定し委嘱伺いを行う 1 か月前を目安）に、男女共同参画推進員合議の上、人権・男女共同参画室に提出した。	

所管課(室)名

所管課長名

印



平成 28 (2016) 年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

平成 28 (2016) 年 11 月発行

所管： 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室  
男女平等推進担当

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2

川崎フロンティアビル 9 階

電話：044-200-2300

